

鳥取県公報

目次

- ◇告示 町村の廃置分合
- ◇正誤 昭和二十七年十月十四日鳥取県公報号外(二十八号)中訂正

告示

鳥取県告示第四百九十一号

地方自治法第八條第三項の規定により昭和二十七年十一月一日から鳥取県八頭郡船岡村を鳥取県八頭郡船岡町とする。

昭和二十七年十月十四日

鳥取県知事 西尾 愛治

正誤

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和二十七年十月十四日鳥取県告示第四百八十八号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

- 一 頁 段 行 誤 正
- 一 下 一、二、 船岡村 船岡町